

富士市電子契約サービス導入支援等業務委託公募型プロポーザルにおける質疑及び回答

質 疑	回 答
1次審査書類について、既に「令和6・7年度物品の買入等競争入札参加資格」を有する場合、様式第3号に記載の通り「誓約書の提出（第2号様式）」「履歴事項全部証明書」「決算に係る財務諸表の写し」「納税証明書」「市税の完納証明書」「会社概要」は不要の認識でよろしいでしょうか。	「令和6・7年度物品の買入等競争入札参加資格」の申請書類により確認できますので、不要となります。
以下の書面について押印は必要となりますでしょうか。 参加申込書（様式第1号） 資格要件確認書（様式第3号）及び添付書類 運用実績報告書（様式第4号）	押印は不要です
「富士市電子契約サービス導入支援等業務委託に係る仕様書」内に記載の（2）①基本機能オ「マルチデバイスで操作」というのは、PC、スマートフォンに加えてタブレット端末も含まれる認識でよろしいでしょうか。	タブレット端末も含まれます
富士市プロポ審査基準の「見積金額は適切か。」という項目について、相対評価・絶対評価どちらになりますでしょうか。	絶対評価となります
運用実績報告書（様式第4号）について、自治体が公表しているホームページ画面がない場合に当社のプレスリリース画面（「●●市が電子契約導入」というような見出しで、自治体が当社電子契約を導入したことがわかるもの）を添付書類とすることは可能でしょうか。	貴社のプレスリリース画面は不可とします
各提案書について30ページ以内と記載がありますが、表紙・目次を含んで30ページ以内となりますでしょうか。	表紙・目次を含みません
プレゼンテーション審査で、サービスのデモンストレーション（サービス画面を提示）を行うことは可能でしょうか。また可能な場合、動画ファイルを持ち込むことは可能でしょうか。	可能です
電子契約の運用について、LGWAN環境で利用する前提となっている認識でよろしいでしょうか。	LGWAN環境で利用する前提です